公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３８３号
山形県西村山郡大江町大字貫見175番地
債務者　田村　文治
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　破産債権の届出期間　平成23年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月17日午後２時25分
6　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６６７号
東京都府中市四谷１丁目38番地の１グローリオ府中多摩川203
債務者　中野　眞二
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松見日出男
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６７６号
東京都青梅市今寺４丁目２番地の19
債務者　丸山　博幸
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　淳子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６７７号
東京都青梅市河辺町９丁目２番地の９ホームズＫＡＧＡ203
債務者　丸山　智弘
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　淳子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４２２号
横浜市西区久保町２番32号　土屋荘202号
債務者　佐々木百合子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北條　将人
4　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月17日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５５号
熊本県上天草市大矢野町中5638番地
債務者　野口　和子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆信
4　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９２号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙１番地207　藤田アパート201号
債務者　大島小緒里
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　桂弥
4　破産債権の届出期間　平成23年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月18日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第９６号
栃木県大田原市佐良土884番地
債務者　永森　伸司
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮田　賢治
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月18日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２０４６６号
東京都葛飾区小菅２丁目１―17
債務者　古屋　　悠（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　光人
4　破産債権の届出期間　平成23年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８６号
東京都青梅市新町２丁目34番地の11佐久間ビル101
債務者　須藤　文人
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木徳太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９７７号
埼玉県和光市本町２番18号　ピュアパークヒルズ402
債務者　畠山　　満
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　径一
4　破産債権の届出期間　平成23年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２１号
埼玉県久喜市久喜東１丁目２番26―103号、旧住所さいたま市見沼区春野１丁目８番３―1403号
債務者　飯塚　俊裕
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　純
4　破産債権の届出期間　平成23年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１１号
東京都西多摩郡奥多摩町日原647番地
債務者　黒澤　　勲
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　実
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７６８号
神奈川県大和市林間１―15―１マツモトマンション南林間303号、住民票上の住所神奈川県大和市南林間７丁目２番18号
債務者　納見　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
4　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月24日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部